

「佐倉市コミュニティセンター管理運営に関する規則に定める市民風呂の休所日の変更について」に対する意見募集について

1 趣旨

佐倉コミュニティセンター（ミレニアムセンター佐倉）に設置されている市民風呂について、休所日を改定します。

市民風呂については、設備の老朽化から定期的なメンテナンス及び修繕が重要になってきており、現在の月２回の休所日では十分な日程が確保できないことが、安定的な運営を続ける上での課題となっています。このことから週に１回の休所日を設定することで、メンテナンス及び修繕に必要な日程を確保し、安定的な運営を行います。

2 改正内容

（１）休所日について

休所日を変更します。

【改定前】毎月第２月曜日、第４月曜日、

１２月２８日～３１日及び１月１日～４日

【改定案】毎週月曜日、１２月２８日～３１日及び１月１日～４日

（２）施行の日について

令和３年４月１日から施行します。

3 担当課

市民部 自治人権推進課 相談管理班

電話 043-484-6128